第6回水道料金等審議会 会議録

■ 会議の名称:第6回甲府市水道料金等審議会

■ 開催日時:平成 26 年 10 月 17 日 (金) 午後 3 時 00 分~午後 3 時 40 分

■ 開催場所:甲府市上下水道局 3階大会議室

■ 出席委員:込山芳行委員、風間ふたば委員、末木徳夫委員、村上達彦委員、

高嶋英一委員、齋藤德子委員、小林明委員、萩原雄二委員、

務台喜一郎委員、渡辺和恵委員、桐生康夫委員、清水雄太委員、

長澤有紀委員、米山夫佐子委員、松本響乃介委員

■ 欠席委員:齋藤伸右委員、藤澤惠子委員、横山みどり委員、田中利江委員

■ 傍聴者数:0名

■ 次第

1 開会

2 報告事項

委員より第5回水道料金等審議会会議録について質問あり。

【委員】

会議録では、「一般企業においては、利率が高いものは出来れば低いものに借り換えるといった方法をとる。」とありましたが、その方法について質問された委員の意見と併せて、事務局のお考えをお聞きしたい。

【会長】

それでは、質問した委員からお願いします。その後、事務局の回答をお願い します。

【委員】

この会議録でもあるように一般企業においては金利の高いものは、出来れば低いものに借り換えるといったことが行われている中で、まだいくつか金利が高いものが見られるので、金利の高いものの借り換えは出来ないのかといった質問をいたしました。

【事務局】

基本的に、国から借りているので、国の許可がなければ借り換えは出来ません。

【委員】

通常、財務省では長期借入金については、特段の理由がなければ認めません。 どのような理由で借り換えが出来たのか具体的にお聞きしたい。

【事務局】

平成19年から平成21年までの臨時特例措置として、繰上償還に係る補償金を免除した、繰上償還の制度が実施されましたので、この制度を利用して繰上償還を行いました。この償還の条件は、平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債で、徹底した経営改革等を行った場合に、繰上償還を認める制度であります。第5回での質問では、下水道で金利5%以上の企業債が2件残っているのはなぜかといった質問でしたので、1つは、借入日が平成4年5月20日ですが共済組合からの借入でしたので繰上償還は出来ませんでした。もう1つは、借入日が平成4年8月20日で貸付期限が対象ではないので、こちらも繰上償還が出来ませんでした。このような状況を説明いたしました。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他になにかございませんか。

【委員】

減価償却も特例措置があると思うのですが、定率法ですか定額法ですか。

【事務局】

減価償却については、上下水道事業ともに全て定額法を採用しております。

【委員】

わかりました。

第5回水道料金等審議会会議録は承認された。

3 議事

- (1) 答申(案) について
- (2) その他
- 4 事務連絡

5 閉会

■ 審議内容

(1) 答申(案) について

【会長】

それでは、次第の3「議事」に入ります。まず、(1)答申(案)について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

答申(案)について説明。

【会長】

ただいま、答申(案)について、事務局からの説明がありました。

これまでの審議会で、決定された事項、出されましたご意見等を集約して、第5回審議会で審議しました、「これまでの審議内容の整理について」を踏まえて、私と事務局で協議し、この答申(案)を作成させていただきました。それでは、答申(案)につきまして、1ページから順に確認してまいりたいと思います。

ここには、答申の導入文として上下水道事業の現状と課題、審議会の審議過程等を記載しました。

1ページの文章につきまして、何かご意見等はございますか。

【会長】

それでは、1ページにつきましては、案のとおりでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、1ページにつきましては、案のとおりとします。

次に、2ページ、の「1水道料金、2下水道使用料」ですが、これは、前回 の議事「これまでの審議内容の整理について」で確認した内容を集約したも のです。

この事項については、1で水道料金に対する基本的な考え方、2で下水道使 用料に対する基本的な考え方を、それぞれ記載しました。

修正等がありましたら、ご意見をお願いいたします。

【委員】

答申(案)については、簡潔にまとめてあるのですが、今説明していただい た内容の方がよく分かります。説明された内容というのはどこかに掲載され るのでしょうか。付帯意見の説明も実に分かりやすかったのですが、どこか に残るのでしょうか。

【事務局】

第5回審議会の資料「これまでの審議内容の整理」を説明文として使わせていただきました。

【委員】

記録として残るわけですね。

【会長】

第5回の会議録として残ることになり、簡潔にまとめたものを答申(案)と しました。

【会長】

それでは、2ページの1 水道料金、2 下水道使用料につきましては、案の とおりでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、2ページにつきましては、案のとおりとします。

次に、3ページの「3付帯意見」に移らせていただきます。

こちらも、前回の議事「これまでの審議内容の整理について」で確認した意 見、要望を、取りまとめたものになっています。

何かご意見等ございますか。

【委員】

付帯意見とういう表現を初めて見ますが、こういった形で市長に提出される 時に付記しているのですか。

【事務局】

答申は、基本的な事項とその他、付帯意見という構成でまとめたところです。

【委員】

色々な自治体の答申の場合、付帯意見というのは、それなりに重みがあるは

ずです。付帯意見とは単純な飾りではない、という重みを感じていただきたい。

【事務局】

これまで5回の審議会でいただきましたご意見ですので、大変重く受け止めて重要と認識しており、このような形でまとめさせていただきました。案が取れ、市長への答申となれば、当然3年間はこの付帯意見を十分に尊重する中、事業を実施していきたいと考えております。

【会長】

他に意見等はございませんか。

【委員】

太陽光発電等の利用や新技術導入の調査研究への取り組みについて、環境負荷の軽減として上げてあるが、経費の縮減・抑制には、限界があるため、太陽光発電等の利用により、電力を自分の所で作って自分の所で消化する、自産自消を図ることで、経営基盤の強化を推進していただきたい、と考え発言したので、是非、そういう格好でも進めてもらいたい。

【事務局】

それも踏まえ引き続き、経営基盤の強化を推進してまいります。

【会長】

それでは、3ページの「付帯意見」につきましては、案のとおりでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、3ページにつきましては、案のとおりとします。

次に、4ページの審議会委員名簿、5ページの審議会審議経緯ですが、案の とおりでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、4ページの審議会委員名簿、5ページの審議会審議経緯は、案の とおりとします。 全体をとおして修正個所はございませんので、(案)を取りまして正式な答申とさせていただきます。

【会長】

次に(2)その他に移ります。

終了とさせていただきます。

本日、答申について決定いたしましたが、せっかくの機会ですので、皆様の中で、審議会について何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

【会長】

なければ、これで、次第3「議事」は

続きまして、次第4「事務連絡」に移ります。

こちらは、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(答申について、第6回審議会会議録の説明)

(上下水道事業管理者職務代理者より挨拶)

【会長】

最後になりますが、一言、私からご挨拶申し上げます。

市長に答申を行いまして、この審議会は、解散ということになります。

委員の皆さまには、長期間にわたり活発な意見、忌憚のない意見をいただき、 この答申ができましたことに感謝申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、これで、第6回 甲府市水道料金等審議会を閉会とさせていただきます。

以上